

「必ず儲かる」、「簡単に稼げる」など、情報商材の 広告やSNSによる勧誘にご注意ください！

情報商材とは・・・

副業や投資などで、高額収入を得るためのノウハウと称して、主にインターネットの通信販売で取引されている情報のことです。商品は物ではなく「情報」なので、確認して購入することができません。

当該事業者は主にインターネットを利用して「1ヶ月で50万円稼ぐ方法」、「家にいるだけで簡単収入！」などの広告を掲載し、情報商材を販売しています。

他にも、メッセージアプリ(携帯電話番号だけでメッセージを送受信できるサービス)を利用して「10万円が1年で150万円になる」と言って勧誘してくる事業者や、「講座参加費無料」と言って誘引し、講座終了後にその場で高額な情報商材の契約をさせる事業者もいます。



情報商材に関する相談は世代に関係なく増加しており、多くの相談が消費者センターに寄せられています。「絶対」、「確実」、「簡単」、「○日までの特別価格」、「○名限定販売」などを使った広告やセールストークを鵜呑みにせず、冷静な判断をするようにしましょう。

また、「全額返金保証」と書かれていても、安易に契約しないようにしましょう。契約内容によって返金保証には様々な条件などもあり、条件を満たしていても、全額返金されない場合もあります。

契約でお困りの場合は、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●地域講座のご案内【申込み先：6614-7522】

地域の団体や学校などからの依頼を受けて、無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く

地域講座のご案内

